

ハカセ

玉手ねこ

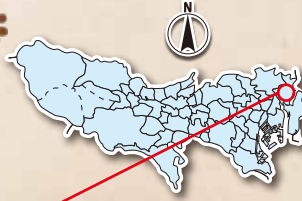
# 法史の玉手箱

法務史料展示室だより

第40号

法務史料展示室は、現在法務省が所蔵する史料を閲覧に供し、わが国の法や司法制度への理解を広めていただく場です。展示室への興味をより強くもっていただけたらという気持ちをこめて、展示室だよりを発信しています。

## 猫と博士の史跡散歩



東京の街と歴史に詳しい玉手ねこが、法史学者のハカセと一緒に、東京の史跡を案内します。第9回目は、前回に引き続き葛飾区を歩きます。



### ③ しばられ地藏尊



業平山南蔵院に来たよ。ここは、しばられ地藏尊のあるところだよ。



南蔵院は、もとは墨田区業平橋のあたりにあったらしいのじゃが、元禄11年(1698)に墨田区吾妻橋のあたりに移転し、さらに昭和4年(1929)にここにやってきたそうじゃ。しばられ地藏尊は元禄14年の造立と伝えられておる。もともとは祈願の時に縄で縛り成就した時に縄を解いておったようじゃが、現在は、大晦日の夜に縄解き供養を行い、年が改まると新年の一晚縄を巻くのだそうじゃよ。



そういえばこのあいだ、時代劇の『大岡越前』でしばられ地藏尊の話を見たよ。



冬じゃからこたつで丸くなってテレビばかり見ているのじゃろう。江戸町奉行大岡越前守忠相の裁きぶりを描いた『大岡政談』(大岡忠相の登場する講釈や小説などの総称)の中に、「石地藏吟味の件」という話があるのじゃ。大岡忠相が地藏に縄をかけ、盗難事件の真犯人を見つけ出す物語じゃよ。その説話とこのしばられ地藏尊が結び付いて、現在でも特に盗難除けの地藏尊として知られているそうじゃよ。

### ① 金町関所跡



ここは、江戸時代に金町関所があったところだよ。今は「金町関所跡之記」と書かれた碑が立っているね。



江戸幕府は、元和2年(1616)に、利根川と江戸川に16の定船場を作り、旅行者がそこ以外で往来することを禁止したのじゃ。その一つとして、水戸街道が江戸川を渡るこの地点に松戸渡が置かれ、そこに関所も設置されたのじゃよ。



明治時代には、このあたりに煉瓦を作る工場があったって聞いたことがあるけど…。



よく知っておるな。明治時代になると市街地が洋風化して、煉瓦の需要が高まったのじゃ。それを受けて明治21年(1888)に創業した金町製瓦会社は、近代的な設備を整えて、このあたりで煉瓦製造を行っていたのじゃよ。

### ② 葛西神社



立派な神社があるね！葛西神社というんだね。



源頼朝の重臣であった葛西清重が、元暦2年(1185)に下総香取神宮の分霊を勧請したのが始まりだと伝えられておる。葛飾区や江戸川区の一带で傳承されている都指定無形民俗文化財の葛西囃子は、享保年間(1716-1736)に、この神社の主だった能勢環が作ったものだと言われておるのじゃよ。

### ④ 亀有一里塚碑



水戸街道の一里塚を示す碑が立ってるね。横の像は水戸黄門と助さん・格さんかな？一里っていうのはどれくらいかな。



一里は約3.927km。亀有一里塚があるのは、千住宿から一里、日本橋からは三里の地点じゃよ。この次の一里塚は金町関所の手前あたりにあったはずじゃが、今ではどこかわからなくなっておる。



江戸時代の一里塚も、こういう石碑みたいなのを立てていたの？



いやいや、一里塚というのは、一里ごとのしるしとして、道路の脇に塚を作り、エノキなどの木を植えていたのじゃよ。一里塚は、旅人がどれだけ歩いたかの目安になったし、休息を取る場としても重要だったのじゃ。ちなみに、この亀有一里塚は、今碑が立っている場所より少しだけ東へずれたところに、明治末までは、塚の跡が残ってあったそうじゃよ。



# Q&A

## 治罪法の草案にみる刑事手続の法典化

今回は、「治罪法草案」と「治罪法審査修正案」を通し、明治政府による刑事手続法の立法について紹介します。

Q 治罪法って？

A 明治13年(1880)に公布、同15年(1882)に施行された刑事手続に関する法典です。同時に公布・施行となつたいわゆる旧刑法と並び、日本における初めての西洋的な法典としても位置付けられます。

Q なぜ治罪法という名前なの？

A 治罪法は、旧刑法と同様にフランス人のお雇い法律顧問ボアソナードが起草しました。その際に、彼が母国の1808年のフランス治罪法典(Code d'instruction criminelle)を基礎としたので、「治罪法」という名称が使われたと考えられます。もっとも、ボアソナード自身は草案の中で、「刑事訴訟法典」(Code de procédure criminelle)という名称も用いており、日本側で積極的に「治罪法」という訳語を採用したことが窺えます。翻訳作業を介して進められた明治初年期の日本における法典編さんの様相を表す一齣として興味深い事例でしょう。

Q 日本人は編さんに関わったの？

A 編さんの作業は、ボアソナードがまとめた草案に対し、日本人が修正を加えるというかたちで進められていきました。ボアソナードの作った草案はまず司法省に提出され、そこで行われた彼と司法省官吏の議論を反映し、明治12年(1879)に「治

罪法草案」として司法省案がまとめられたと考えられています。そして、同案に修正を施した「治罪法審査修正案」が治罪法草案審査局で作成されたのち、元老院の審査を経て、公布に至りました。

残念ながら、治罪法の草案審議を記す議事録などは現在まで発見されておらず、詳しい議論の内容を知ることはできません。もっとも、例えば井上毅が強く反対していた陪審に関する規定が、ボアソナードが用意した当初の草案には存在していたものの、編さん過程で削除されたことなどを考慮すれば、日本人編さん者たちの意図も織り交ぜられながら、治罪法の完成に至ったと推測できるのではないのでしょうか。

Q 治罪法によって、まったく新しい刑事裁判が行われるようになったの？

A 先に述べたようにフランス法から多くを学んで草案が作られたので、それまでの日本には見られなかった制度が導入されたことに間違いはありません。また、治罪法が施行される以前の刑事裁判は、複数の単行法令や「新律綱領・改定律例」に含まれる刑事手続的な規定など分立する法令によって運用されていたので、治罪法によって一個の法典として統一的な刑事手続法が用意されたことは画期的でした。

もっとも、実際に裁判の手続を進める人々が一新されたわけではないことも忘れてはなりません。従前の制度のもとで任を果たしていた人々が新たな制度へ適合するために、いかなる工夫を図ったのかという点も、治罪法下における裁判運用への理解を深めるために重要な要素であるといえるでしょう。

## 法諺あれこれ

### 板倉殿の冷え炬燵

板倉殿とは、徳川家康、秀忠、家光、家綱の4代に仕えた板倉周防守重宗(1586-1657)のことです。父勝重の後を継ぎ、30年余の長きにわたって京都所司代を務めました。職務に当たっては公平無私、その裁許に従わない者はないというほどであったといえます。ある書では「政事行はるゝに一生非なし」と褒め、「非がない」から「火がない」、「冷え炬燵」と評しました。

父である勝重も優れた人物として知られ、親子の事績は『板倉政要』『続板倉政要』にまとめられて、江戸の人々に愛読されました。後に大岡忠相が出るにいたって、名奉行といえば大岡越前ということになりましたが、それ以前は名奉行とは板倉親子の代名詞でした。『大岡政談』に取り入れられた事績のなかには、実は板倉の話も多く、人口に膾炙する「三方一両損」などはその好例です。とはいえ『板倉政要』にも、中国明代の名裁判集『棠院比事』の逸話が入り込んでおり、実在の人物に架空の逸話を附会してまで、江戸の庶民が非のない名奉行を渴望していたことが分かります。

## 暦のなかの法

明治44年(1911)3月29日

### 工場法の公布

現在では、労働法と総称される法律群によって労働者のさまざまな権利が保護されていますが、明治44年(1911)3月に制定された工場法は、その嚆矢ともいわれます。

この法律によって、15歳未満の者と女子に対して1日12時間超の就労(3条)や午後10時から午前4時までの就労(4条)を禁じる労働時間制限などが設けられましたが、こうした労働を禁止する必要があったという事実から、『女工哀史』を挙げるまでもなく、当時の年少者や女性が置かれた劣悪な労働環境がうかがえます。

なお、工場法の制定理由は労働者の権利保護にとどまるものではありません。当時は産業の発展に伴う経済的格差の拡大により、労働運動が頻発していました。そのような背景のもと、政府・国会の場で共有された、国家や社会の不安定化要因を除去したいという思いが、法律の整備を後押ししたのです。

つまり、明治後期から大正期にかけて生まれた社会的・経済的弱者の救済を目指す政策には、労働者の権利尊重と社会不安の予防という二つの顔があったものといえます。